

## ◆ 学会動向 ◆

## 日本財政学会第 69 回大会

松田 有加 (滋賀大学)

## I 学会概要

日本財政学会第 69 回大会は、平成 24 年 10 月 27 日（土）、28 日（日）に淡路島にある淡路夢舞台国際会議場にて開催された。1 日目には、8 会場で通常セッションが行われた。そのテーマは、「財政政策とマクロ経済」、「税と社会保障の諸問題」、「医療・介護」、「国民健康保険」、「地方財政」、「公会計」、「消費課税」、「租税制度」であった。また、この他にも、日韓セッション、2 つの企画セッション「『水』と『森』への財政学的アプローチ」と「『土建国家』日本の財政システム——歴史的文脈と国際比較の視点から」、そして、本間正明氏（近畿大学）による特別講演「日本の財政学 50 年——財政学者としての私の歩み」と、全体会シンポジウム「『なぜ』財政再建ができないのか」が行われた。そして、2 日目には、のべ 11 の会場で通常セッションが行われ、「公共資本」、「財政再建」、「所得再分配 1」、「所得再分配 2」、「地方の公共支出」、「自治体ファイナンス」、「法人税制」、「個人税制」、「財政の国際比較」、「財政評価の新展開」、「財政制度の歴史的的分析」をテーマとして報告がなされた。また、企画セッション「戦後日本における財政投融资の展開と再編——『土建国家システム』の展開と再編との関係を念頭に」が行われた。

## II 全体会シンポジウム

本シンポジウムでは、パネリストとして曾根泰教氏（慶應義塾大学）と竹中平蔵氏（慶應義塾大学）、田中秀明氏（明治大学）、富田俊基氏（中央大学）の 4 名が「『なぜ』財政

再建ができないのか」について討論した。

富田氏は、日本において財政再建が進まない要因の 1 つとして「楽観的な経済見通し」を挙げた。実際の経済成長が見通しを大きく下回り、そのため税収も見通しを大きく下回る事態が昭和 50 年代から繰り返されてきた。平成 23 年度においても名目 GDP の実績値がその見通しよりも 3 割程度低かったことを示し、こうしたことの結果として、財政再建が先送りされてきたと指摘した。また、特別会計改革などの歳出削減の成果について一定の評価をできるとしながらも、財政再建よりむしろ国民への単なるパフォーマンスとして様々な改革が進められているのではないかと警鐘を鳴らし、着実に財政再建を進めるには個別事業を丹念に見直すしかないと主張された。

田中氏は、オーストラリア、ニュージーランド、アメリカ、ドイツなど 10 か国における中期財政フレームを含む予算制度の国際比較研究から、財政規律を維持するためには予算制度において「事前のコミットメント」と「事後のコミットメント」の 2 つが鍵になることを指摘した。事前のコミットメントとして財政ルールを導入することは重要だが、それだけではプレーヤーはルール順守を回避しようとするため、財政規律を維持できない。そこで、事後のコミットメントとして予算と実際の収支との乖離を事後的に監視・検証する独立機関の導入が有効であるというのである。そして、日本ではこの事前のコミットメントと事後のコミットメントの両方が欠如しており、予算制度改革が必要であると強調した。

曾根氏は政治学の立場から、日本では、アメリカ大統領のようなフォーマルな制度とし

ての拒否権はないが、インフォーマルな事実上の拒否権があり、そのために日本政府は政策実施が難しく財政再建が進まないと主張された。なお、事実上の拒否権とは、例えば参議院における特例公債法案の審議先送りや問責決議あるいは選挙などである。また、日本財政に関するリスクが国民に十分には伝わっていない現状に対する日本財政学会の責任を問われた。

竹中氏は、2000年代初頭にはプライマリーバランスの赤字は28兆円程度あったが、2007年においてそれは6兆円程度まで減少したことから、リーマンショック以前においては財政再建は順調に進んでいたという認識を示された。また、マクロ経済の回復がないことには財政再建も難しいとして、マクロ経済と財政とが整合する政策を立てるべきだと主張された。その中で、経済成長率3%は楽観的な見通しというが、他の先進国より低く過度に楽観的な数値ではないとの見解を示した。

続いて、討論が行われた。主たる論点は3点あった。第1の論点は、制度改革が不徹底なのではないか、そして第2の論点は、経済成長率の見通しは楽観的であったのか、第3の論点は学者の責任についてである。

第1の論点について、竹中氏は小泉元首相の時のようにもっと政治家がリーダーシップをとれる仕組みにすることが必要で、これにより実質的な政策実施が可能になると述べた。これに対して曾根氏は、誰がやっても動く政治システムを構築することの必要性に触れた。また、田中氏は、官僚時代の経験から、政治家と役人の役割分担を明確にし、役人が専門的知見に基づいて政策等を分析し、良い政策か悪い政策かを示す責任があると主張した。そして、富田氏は、改革というレトリックに囚われることなく、実質的に何を歳出削減するかなどについて検討することが必要であると強調した。

第2の論点に関する議論の中で、竹中氏と富田氏の議論の前提の相違があらわになり興味深かった。竹中氏は自らが大臣として実施した施策の効果により、リーマンショック以

前景気が良く財政再建が進んだと認識しているのに対して、富田氏は同時期においてたまたま景気が良かっただけと認識していた。また、竹中氏は2000年以降に注目していたが、富田氏は少なくとも1970年代半ば以降を視野に入れており、これらのズレが経済成長率の認識のズレにつながったものと考えられる。

そして第3の論点について、曾根氏より学会からの財政赤字の警鐘がなぜ国民に届かないのか再考する必要があると指摘された。

今回のシンポジウムでは、パネリスト諸氏が十分な研究蓄積に基づいた説得力のある主張をされ、また、学者、政治家、官僚といった様々な視点から議論が行われた点は興味深かった。しかしながら、議論が最も盛り上がったのは経済成長率の高低についてであった。シンポジウムの主張がなぜ財政再建できないかという原因分析に置かれているとはいえ、例えば、竹中氏の主張するマクロ経済と財政に整合的な政策とはどのようなものか、あるいは、富田氏はどういった歳出を削減すべきと考えているのかなど具体的な財政改善策についての踏み込んだ議論があまりなされなかった点は残念であった。

### Ⅲ 分科会

#### 企画セッションA 『水』と『森』への財政学的アプローチ(1日目午前)

石崎涼子氏(森林総合研究所)の「森林政策における政府間財政関係」では、森林政策における国と地方自治体の財政関係の特徴を明らかにするとともに、その財政関係のあり方について検討している。森林政策における重要な論点として補助金と地方自治体の主体性を挙げている。補助金については事務手続き等の負担が過剰であり、様々な縛りが地域条件や現場実態に即した施策の実施を阻害すると指摘している。しかしながら補助金廃止には反対で、国が森林政策に一定の責任を持つことを不可欠として、地方自治を尊重した国と地方自治体との対等・協力関係を求めている。そして、補助金の存在によって地方自

治体の主体性や創意工夫が発揮されないという問題に対しては、参加型政策プロセスの充実を図ることによって森林政策の質的向上へと結びつけることが重要だと主張している。また、いわゆる森林環境税から得られる財源は、近年における森林政策への財政支出の減少額を補填する規模には満たなく、森林環境税を財源としてよりむしろ参加型税制として評価している。

其田茂樹氏（公益財団法人地方自治総合研究所）の「地方分権一括法と法定外税・超過課税の活用——応益的共同負担の観点から」では、主に森林環境税を素材として地方自治体の独自課税の意義を応益的共同負担という概念から検討している。応益的共同負担は、地域住民の多くに受益が及ぶが個別にそれを特定することが困難な施策で、標準税率で賄われる水準を超えて実施される施策に対して、住民の集合的な受益と負担の関係が反映される課税標準が望ましいとする費用負担原則である。森林環境税はこの原則の実例の1つと考えられる。応益的共同負担はなるべく受益者負担に近い形で積極的な納税者負担を正当化することによって、納税者負担原則の概念を豊富化するものであり、これによって課税原則の議論が深化し、より説得的な課税根拠論が析出される可能性を指摘している。そして、応益的共同負担という費用負担のあり方を、環境以外の分野にも一般化し、参加型税制と議会制民主主義をつなぐものとして位置づけることが求められるとしている。

討論者の植田和弘氏（京都大学）は、まず、セッション全体に関連して、私的所有と公的所有の混在する水と森をどのような財と位置づけるか、そして、その保全・管理およびガバナンスはどうあるべきか考えることが重要だと指摘した。また、植田氏は、石崎氏と其田氏の論文では、水と森と財政との関連をそれぞれ政府間財政関係と応益的共同負担からアプローチしたものと位置づけた。

伊集守直氏（横浜国立大学）・頼俊輔氏（明治学院大学）の「水道事業民営化の批判的分析と公私分担——スウェーデンおよびインドネシアの事例を手がかりに——」は、インド

ネシアとスウェーデンにおける水道事業民営化の事例より日本への示唆を得ようとするものである。インドネシアではかかる民営化によって高い水道料金と設備投資の停滞を招いたが、スウェーデンでは民営化によりその事業運営が合理化された。こうした相違は政治的統制がどの程度有効に機能するかによると分析している。討論者の井手英策氏（慶應義塾大学）も指摘されていたが、政治的統制の有効性に差が出る要因は何か明らかにすることが必要であり、そのうえで日本への示唆を示すことが重要である。

宮永健太郎氏（滋賀県琵琶湖環境科学研究中心）の「水・森をめぐる公共政策とそのガバナンス：水源環境保全・再生かながわ県民会議の意義と教訓」では、神奈川県が水源環境税導入の一環で設けた水源環境保全・再生かながわ県民会議を調査・分析し、その仕組みがもつ意義と教訓を示すとともに、そこから水・森をめぐる公共政策のガバナンスのあり方を考える上での示唆を引き出している。宮永氏は、県民会議の最も重要な意義を地方政府の意思決定そのものである予算への住民参加に認めている。しかしながら、県民会議での議論が必ずしも速やかに政策に反映されるわけではないという限界、また、現実には住民参加の場は限定されているが支出・収入など様々な場で住民参加が認められることが理想であること、県民会議でチェックするのは現状では超過課税の部分に限定されているが今後普通課税まで拡張されることが望ましいなどの教訓が示された。また、県民会議を住民育成の場とし、今後ガバナンスの一旦を担っていくという方向性が示唆された。討論者の井出氏は民意の反映という民主主義のガス抜きとしての住民参加へ懸念を表し、参加自体の内容を問うことの重要性を指摘された。

企画セッションでは1つのテーマについて様々な視点から話を聞けることがおもしろい。本セッションについては座長の宮本憲一氏（立命館大学）より次のようなまとめがなされたので紹介しておきたい。今回のセッションでは水と森について手掛かり的な議論が

なされたが、森林行財政について全体の展望を議論することが必要で、新しい行政管理組織をどうするかなど、これまでの日本の行財政の失敗の歴史を踏まえた議論が望まれるとコメントされた。この分野の研究は、まだ緒に就いたばかりである。

### 法人税制セッション (2日目午前)

田近栄治氏(一橋大学)・布袋正樹氏(財務省)・柴田啓子氏(財務省)の「2009年度税制改正が現地法人の配当送金に及ぼした効果——本社の資金需要に着目した分析——」では、外国子会社から日本親会社へ送金される受取配当に関して、2008年度までの間接税額控除方式に替えて、2009年度税制改正により外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことによって日本への配当送金に生じた効果について分析している。外国子会社配当益金不算入制度では、外国子会社からの受取配当の95%は益金不算入とされるため、国内源泉所得と同等水準の課税がなされる従前の間接税額控除方式よりも税負担が軽減される。分析によれば、この改正によって外国子会社の日本への配当送金に係る税制上の障害が取り除かれ、本社の資金需要が高い場合には外国子会社からの配当送金が促進される一方で、本社の資金需要が低い場合にはそれは促進されていないことが明らかにされた。今回は2年分のデータしか利用できず、分析にあたって制約が大きかった。しかし、送金増加が日本経済に及ぼした影響などについて今後さらに分析を進めていく必要がある。

### 個人税制セッション (2日目午後)

大野裕之氏(東洋大学)の“Transaction Tax and Stock Return Volatility : Cross-country Evidence from Asia-Pacific Countries Based on High-Frequency Data”では、グローバルな金融危機へ対応する方策の1つと考えられる金融取引税を分析対象としている。伝統的な考えでは、金融取引への課税は市場の安定化に貢献するとされるが、これとは逆にそうした課税によって市場の安

定性は損なわれるという説もある。そこで、大野氏はアジア等の6か国を対象とし、有価証券取引税等の改廃前後において株式リターンボラティリティがどのように変化したか実証的に検討することにより、いずれの説が現実に妥当しているか考察した。実証分析の結果、日本とオーストラリアについては課税によって市場の安定性が損なわれ、中国についてはその安定性が高まることが明らかにされたが、韓国、香港、インドについては有意な結果は得られていない。当日もコメントしたが、昨今のグローバルな金融危機に対応するためには各国が協調して金融取引税を実施することが必要と考えられる。しかし、当該論文の結果を見ると課税による影響は国により様々であることから、共通の税制を導入することは難しいと予想される。金融危機に対して採りうる対策の提言が求められる。

八塩裕之氏(京都産業大学)の「公的年金給付増大が個人住民税の課税ベースにもたらす影響について」では、都道府県別のパネルデータを用い、高齢化にともなう勤労所得から年金への所得代替が個人住民税の課税ベースにもたらす効果を計量分析している。勤労から引退すると所得が減少すること、および、公的年金等控除が認められていることから、年金の多くは所得税・個人住民税の課税ベースから控除されることから、高齢化のさらなる進展により勤労所得から年金へ移行する世帯が増加すると、所得税・個人住民税の課税ベースが減少するのではないかという問題意識を有している。今後高齢化が進むと課税ベースの浸食がさらに進むという結論は驚くべきものではないが、高齢化による課税ベースの変動に焦点を当てた研究は、今後の日本における所得税・個人住民税の在り方を考える上で重要であろう。

最後に、今回の学会は全体としては盛会であったと思うが、馴染みの財政学研究会会員のお顔が少なかったのは残念であった。学会参加費の導入が1つの要因と考えられる。多くの参加者が集い、多くの学問的前進が遂げられることが望まれる。